

番号：150073

国名：ニカラグア

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名：工業統計整備アドバイザー業務（工業統計整備）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：工業統計整備
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年4月上旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.9M/M、現地 15.0M/M、合計 15.9M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地派遣期間(1) 国内作業期間(1) 現地派遣期間(2)  
5日 90日 3日 120日  
国内作業期間(2) 現地派遣期間(3) 国内作業期間(3) 現地派遣期間(4)  
3日 120日 2日 90日  
国内作業期間(4) 現地派遣期間(5) 整理期間  
2日 30日 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 28点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 12点
    - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	工業統計に係る各種業務
対象国/類似地域	ニカラグア/全途上国
語学の種類	英語又は西語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ニカラグアにおける主な工業の業種は、食品加工業、革履物製造業、家具製材業、繊維工業、工芸業、機械工業であり、全体では、184種の業種に分類される。ニカラグア中央銀行によれば、2007年から2010年の間、工業は商業、サービス業を上回る15%の成長を達成するなど経済における重要性を増している。

ニカラグア政府は、国家人間開発計画（2012-2016）の中で「工業化及び中小農産物加工業の振興政策」を掲げ、本計画の実施に必要な生産分野への5年間の資金投入量の24%にあたる、約30.8億米ドルを工業分野への投資とすることを謳っている。また通商産業開発省は、2008年に工業の多様化の促進及び業種毎の分析・開発計画の策定を目的として工業・技術局を新設し、工業分野の発展を推進してきた。

工業・技術局は、工業分野の成長戦略策定に必要な基礎情報の収集のため、企業動態調査（2012年）や競争力指標システムの開発を行なうとともに、2014年～2023年を見据えた「製造・商業分野の再編に向けた、技術革新を通じた工業開発プログラム」を策定してきた。しかしながら、同局が恒常的に実施すべき工業分野の動向や課題の把握、優先課題の抽出や政策の決定を行うには、これらの取組だけでは収集される情報が十分でなく、また同局職員の収集した情報を分析する能力にも課題がある。そのため、工業分野の政策立案にも用いられる工業統計の導入を目指し、工業統計の調査方法の構築、工業統計の調査・分析に関する能力向上を図るために、工業・技術局に対し必要な助言、指導を行うことが求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、通商産業開発省工業・技術局をC/P機関、国家開発情報院、ニカラグア中央銀行などを協力機関とし、C/P機関及び協力機関が実施する工業統計整備計画（案）の策定、工業統計の調査・分析に関する実務への助言・指導を通じ、工業分野の政策立案に資する工業統計制度の構築を支援する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2015年4月上旬）

- ① 既存関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

### (2) 第1次現地派遣期間（2015年4月上旬～6月下旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P機関、JICAニカラグア事務所）にワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所に報告する。
- ② 他国（日本等）の工業統計制度を参考例としてC/P機関及び協力機関に説明し、ニカラグアの工業統計制度に必要な事項を、C/P機関及び協力機関とともに分析する。
- ③ C/P機関、関係省庁、銀行、企業等へのヒアリングを実施し、ニカラグアにおける既存の工業分野の統計情報や統計が抱える課題、同統計情報を所管している機関等について調査する。
- ④ 関係省庁、銀行、企業等へのヒアリングを実施し、工業統計の利用者として工業統計に必要な情報、工業統計の調査対象機関としてC/P機関に提供可能な情報を調査する。
- ⑤ 上記③及び④で実施した調査の結果をC/P機関及び協力機関とともに分析し、工業分野の動向や課題を把握するために、既存の工業分野の統計情報について追加すべき事項や改善すべき事項を特定する。
- ⑥ 国際連合工業開発機関ニカラグアデスクに、本業務の内容を説明するとともに、ニカラグ

アの工業統計の実態について意見交換する。

- ⑦ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関およびJICAニカラグア事務所に提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間（2015年7月上旬から7月下旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、業務の進捗状況について報告する。
- ② 第1次現地業務結果報告書（英文）に基づき、ニカラグアの工業統計制度の整備状況、課題を日本の関係機関・関係者に共有し、意見交換を行う。
- ③ 第2次現地派遣期間以降の業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間（2015年8月上旬～11月下旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P機関、JICAニカラグア事務所）にワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所に報告する。
- ② 第1次国内作業期間②の意見交換等を踏まえて、第1次現地派遣期間⑤で特定した追加すべき事項や改善すべき事項を、C/P機関及び協力機関とともに再度検討し、見直しをする。
- ③ 第1次現地派遣期間③で調査した既存の工業分野の統計情報の所管機関にヒアリングを実施し、統計情報担当部門の組織体制、関係機関との連携体制、及び統計情報の調査業務フローを調査する。
- ④ 他国（日本等）の工業統計の調査業務フローを参考事例としてC/P機関及び協力機関に説明し、工業統計調査に必要な業務フローをC/P機関及び協力機関とともに分析する。
- ⑤ C/P機関及び協力機関に対する助言・指導を通じ、これまでの調査結果、分析結果を活用した工業統計整備計画（第一案）の作成を支援する。  
同計画には最低限、以下の項目を含めること。

- (i) 基本方針
- (ii) 実施機関、実施体制
- (iii) 調査対象
- (iv) 調査品目
- (v) 調査方法
- (vi) 公表方法

また、工業統計整備計画をニカラグア政府として正式承認するための手続きを、C/P機関とともに確認する。

- ⑥ C/P機関及び協力機関とともに、工業統計整備計画（第一案）に基づいたパイロット工業統計調査計画（調査対象とする地域、統計情報の品目、機関等）を作成するとともに、調査業務フローを作成する。
- ⑦ 上記⑤で作成した工業統計整備計画（第一案）を、関係省庁、国際連合工業開発機関ニカラグアデスク等に説明し、同計画（第一案）に関し意見交換をする。
- ⑧ 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICAニカラグア事務所に提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間（2016年1月上旬～2月中旬）

- ① 第2次現地業務結果報告書（英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、進捗状況について報告する。
- ② 第2次現地業務結果報告書（英文）、工業統計整備計画（第一案）に基づいて、ニカラグアの工業統計整備計画について日本の関係機関・関係者に共有し、意見交換を行う。
- ③ 第3次現地派遣期間以降の業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間（2016年2月中旬～6月中旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P 機関、JICA ニカラグア事務所）にワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容について JICA 産業開発・公共政策部、JICA ニカラグア事務所に報告する。
- ② 第2次国内作業期間②の意見交換の結果に基づいて、工業統計整備計画（第一案）の改訂の方向性をC/P機関とともに検討し、同方向性に基づいて工業統計整備計画（第二案）の作成を支援する。
- ③ 上記②で作成した工業統計整備計画（第二案）に基づき第2次現地派遣期間⑥で作成したパイロット工業統計調査計画を修正するとともに、調査業務フローを修正する。
- ④ C/P機関及び協力機関に対し、パイロット工業統計調査の実施に係る研修を実施する。
- ⑤ 上記③で作成した調査業務フローに基づいた、C/P機関及び協力機関によるパイロット工業統計調査の実施を支援する。
- ⑥ 上記⑤のパイロット工業統計調査の実施をモニタリングし、C/P機関及び協力機関の工業統計調査担当職員の能力向上が必要な点を特定する。
- ⑦ 上記⑤のパイロット工業統計調査の集計結果をC/P機関及び協力機関とともに確認し、工業統計調査の課題をC/P機関及び協力機関とともに分析する。
- ⑧ パイロット工業統計調査に関する調査対象機関から見た改善事項を把握するため、調査対象機関に対しヒアリング調査を行う。なお、同調査については臨時会計役としてローカルコンサルタントを備上し、現地委託により実施することを認める。経費の取り扱いについては9.（2）臨時会計役の委嘱を参照。
- ⑨ 第3次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICAニカラグア事務所に提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間（2016年6月中旬～7月中旬）

- ① 第3次現地業務結果報告書（英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、進捗状況について報告する。
- ② 第4次現地派遣期間以降の業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間（2016年7月中旬～10月中旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P 機関、JICA ニカラグア事務所）にワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容について JICA 産業開発・公共政策部、JICA ニカラグア事務所に報告する。
- ② パイロット工業統計調査の集計結果を踏まえ、C/P機関及び協力機関と工業統計調査結果の公表プロセスの詳細を検討し、同集計結果を用いてC/P機関が同公表プロセスを実施することを支援する。
- ③ 上記②の実施プロセスをモニタリングし、公表プロセスの課題をC/P機関及び協力機関とともに分析する。
- ④ 第3次現地派遣期間⑦と⑧及び上記③の調査・分析結果を基に、工業統計整備計画（第二案）の改訂の方向性をC/P機関及び協力機関とともに検討し、同方向性に基づいて工業統計整備計画（最終案）の作成を支援する。
- ⑤ 第3次現地派遣期間⑥で確認した結果に基づき、工業統計調査担当職員の業務実施能力の向上策を、C/P機関及び協力機関とともに取りまとめ、同向上策を実施する。
- ⑥ 第4次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、JICAニカラグア事務所に提出し、報告する。

(9) 第4次国内作業期間（2016年10月中旬～12月下旬）

- ① 第4次現地業務結果報告書（英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、進捗状況に

ついて報告する。

- ② 第5次現地派遣期間以降の業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

(10) 第5次現地派遣期間（2017年1月上旬～2月上旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P 機関、JICA ニカラグア事務所）にワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容について JICA 産業開発・公共政策部、JICA ニカラグア事務所に報告する。
- ② 第4次現地派遣期間④で作成した工業統計整備計画（最終案）について、C/P機関及び協力機関とともに最終確認を行い、関係省庁、銀行、企業、国際連合工業開発機関ニカラグアデスク等に説明する。
- ③ 工業統計整備計画（最終案）を、ニカラグア政府として正式承認するための手続きを支援する。
- ④ 第4次現地派遣期間⑤での業務実施能力向上策の実施結果を踏まえ、工業統計調査担当職員の業務実施能力の向上にあたっての課題をまとめ、同向上策を更新する。
- ⑤ 第1次現地派遣期間からの活動の成果・課題を総括し、第5次現地業務結果報告書（英文）（工業統計整備計画（最終案）を添付）にとりまとめ、C/P機関、JICAニカラグア事務所に提出し、報告する。

(11) 帰国後整理期間（2017年2月上旬～3月上旬）

- ① 第5次現地業務結果報告書（英文）をJICA産業開発・公共政策部に提出し、業務の結果について報告する。
- ② 契約期間全体での成果、提言等を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成・提出し、関係機関・関係者、JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所に報告する。なお、同報告書には工業統計整備計画（最終案）（英文）を添付することとする。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（第1次～第5次）

- ・ 英文3部

(2) 現地業務結果報告書（第1次～第5次）

- ・ 英文3部

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書

- ・ 和文3部

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題

また、以下の資料を添付すること。

- ① 工業統計整備計画（最終案）（英文）
- ② 調査業務フロー（英文）
- ③ 業務実施能力向上策（英文）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中は、業務従事月報を作成し、JICAへ提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については当機構ニカラグア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約に含みませんので見積書への記載は不要です）。

- ・ 通訳備上費
- ・ 消耗品購入費
- ・ 車両関係費
- ・ 現地旅費
- ・ 資料作成費
- ・ ローカルコンサルタント備上費

### (3) 一般管理費等の上限加算

特になし。

### (4) 直接人経費単価

2015年度の直接人経費単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

なお、7.に記載の各工程の時期（カッコ内）に示すとおりであるが、これは例示であり、2017年3月上旬までに成果品を提出可能な範囲においてコンサルタントからの提案が可能。但し、以下を条件とする。

ア) 渡航回数の上限は5回とする。

イ) 国内・現地業務のM/Mは、2. (2) 記載のM/Mを上限とする。

#### ② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり（第一次現地派遣のみ）

ウ) 国内移動及び車両借上げ

あり（第一次現地派遣の最初の1週間のみ）

エ) 現地日程のアレンジ

あり（第一次現地派遣時の関係機関への初回の訪問のみ）

オ) 執務スペースの提供

先方実施機関が執務スペースを提供

カ) 通訳備上

業務従事者は、西語ができることが望ましいが、必要に応じて、日本語又は英語⇄西語の通訳を備上する。

### (2) 参考資料

- ① 本業務の以下の参考資料がウェブ上で公開されています。  
ニカラグア国家人間開発計画2012-2016（西文）

(<http://www.pndh.gob.ni/documentos/pndhactualizado/pndh.pdf>)

- ② 本業務の以下の参考資料については、産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム担当：安田（TEL:03-5226-8046）にて配布いたします。  
製造・商業分野の再編に向けた、技術革新を通じた工業開発プログラム2014-2023（西文）
- (3) プレゼンテーションの実施（実施する場合のみ）  
評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。
  - ①実施時期：3月24日（火）午前（予定）  
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  - ②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
  - ③実施方法：
    - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
    - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
    - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。
- (4) その他
  - ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
  - ② ニカラグア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAニカラグア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上